

○熊本県環境センター条例

(平成 5 年 3 月 26 日条例第 21 号)

改正 平成 9 年 3 月 25 日条例第 8 号 平成 17 年 7 月 1 日条例第 47 号

平成 21 年 3 月 27 日条例第 15 号 平成 22 年 12 月 22 日条例第 53 号

平成 26 年 3 月 24 日条例第 12 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号

熊本県環境センター条例をここに公布する。

熊本県環境センター条例

(設置)

第 1 条 快適な環境の保全及び創造に関する意識の高揚を図るため、熊本県環境センター(以下「環境センター」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 環境センターは、水俣市に置く。

(業務)

第 3 条 環境センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境に関する図書、記録その他著作物の収集、整理、保存及び提供
- (2) 環境に関する資料の展示
- (3) 快適な環境の保全及び創造に関する知識の普及及び啓発
- (4) 研修及び会議のための施設の提供
- (5) その他環境センター設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第 4 条 環境センターに必要な職員を置く。

(休館日)

第 5 条 環境センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日)
 - (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで(前号に該当する日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第 6 条 環境センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、入館は、閉館時刻の 30 分前までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたときは、同項の開館時間を変更することができる。

(入館の制限等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 環境センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
 - (3) 環境センターの施設又は設備をき損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者
 - (4) この条例又は施設及び設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者
 - (5) その他環境センターの管理上支障があると認められる者
- (使用の許可)

第8条 環境センターの会議室又は環境シアターを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(使用の許可の基準)

第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 環境センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 環境センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けようとしたとき。
- (4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。

(許可の取消し等)

第10条 知事は、第8条第1項の許可を受けた者(次条において「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条第4号に該当することとなったとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第 12 条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 13 条 環境センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により環境センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 7 条の規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第 14 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 環境センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務(原状回復義務)

第 15 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった環境センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 16 条 故意又は過失により環境センターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 25 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例による改正後の(中略)熊本県環境センター条例の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可、協議、承認又は届

出に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の許可、協議、承認又は届出に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 7 月 1 日条例第 47 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の次に次の 4 条を加える改正規定(第 4 条に係る部分に限る。)は、次項に規定する日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県環境センター条例第 8 条の規定により管理を委託している熊本県環境センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 15 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 22 日条例第 53 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 12 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この条例による改正後の藤崎台県営野球場条例、熊本県漁港管理条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本武道館条例、熊本県立美術館条例、熊本県身体障害者福祉センター条例、熊本県伝統工芸館条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県野外劇場条例、熊本県農業公園条例、熊本県立装飾古墳館条例、熊本県環境センター条例、熊本県総合福祉センター条例、熊本産業展示場条例、熊本県立青少年の家条例、熊本県総合射撃場条例及びくまもと県民交流館条例の使用料に関する規定は、施行日以後の許可又は届出に係る使用料について適用し、施行日前の許可又は届出に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 1 条から第 4 条まで、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条から第 25 条まで及び第 28 条から第 30 条までの規定による改正後の藤崎台県営野球場条例、熊本県漁港管理条例、熊本県財産条例、熊本県港湾管理条例、熊本県道路占用料徴収条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本武道館条例、熊本県立美術館条例、熊本県身体障害者福祉センタ

一条例、熊本県有料駐車場管理条例、熊本県立劇場条例、熊本県伝統工芸館条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県野外劇場条例、熊本県農業公園条例、熊本県立装飾古墳館条例、熊本県環境センター条例、熊本県総合福祉センター条例、熊本産業展示場条例、熊本県立青少年の家条例、熊本県総合射撃場条例、熊本県天草飛行場条例、熊本県流水占用料等徴収条例、くまもと県民交流館条例、熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例及び熊本県博物館ネットワークセンター条例(以下「改正後の使用料等条例」という。)の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

- 4 改正後の使用料等条例(第 25 条の規定による改正後の熊本県流水占用料等徴収条例を除く。以下この項において同じ。)の使用料及び占用料については、施行日前においても、改正後の使用料等条例の使用料又は占用料に関する規定の例により、改正後の使用料等条例に定める額を徴収することができる。

別表(第 11 条関係)

区分		金額		
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
会議室	全面の使用	1, 320 円	1, 760 円	3, 080 円
	2 分の 1 の使用	660 円	880 円	1, 540 円
環境シアター		2, 415 円	3, 220 円	5, 635 円